

平成25年第7回那須烏山市議会12月定例会（第5日）

平成25年12月11日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時27分

◎出席議員（14名）

1番	田島信二	3番	渋井由放
4番	渡辺健寿	5番	久保居光一郎
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教

◎欠席議員（3名）

2番	川俣純子	9番	板橋邦夫
18番	樋山隆四郎		

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	粟野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長

福 田 光 宏

上下水道課長

樋 山 洋 平

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

堀 江 功 一

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

薄 井 時 夫

書 記

大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 追加議案第2号 工事請負契約に関する紛争の和解について（市長提出）
- 日程 第 2 追加議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 意見書案第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について（議員提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さんおはようございます。本日は議会最終日でございます。傍聴席の皆さん、大変御苦労さまです。

ただいま出席している議員は14名です。2番川俣純子議員、9番板橋邦夫議員、18番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日、議会運営委員会を開き、日程を編成いたしました。内容はお手元に配付した議事日程のとおりであります。お諮りします。これにより、議事を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これにより、議事を進めることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程第1 追加議案第2号 工事請負契約に関する紛争の和解について、日程第2 追加議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてを、関連がありますので一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

◎日程第1 追加議案第2号 工事請負契約に関する紛争の和解について

◎日程第2 追加議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（佐藤雄次郎） よって、追加議案第1号及び追加議案第2号を一括議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇]

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第2号、議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、追加議案第2号 工事請負契約に関する紛争の和解について提案理由の説明を申し上げます。本案は、建設業法の規定に基づく栃木県建設工事紛争審査会の仲裁に付しております。

た那須烏山市学校給食センター新築工事請負契約に関する紛争に関し、和解案の提示を受けましたことに伴い、その和解案をもとに当事者双方ですり合わせました。市が請負業者に和解金といたしまして1,643万425円を今月12月26日までに支払うとする和解条項により和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

学校給食センター新築工事請負契約につきましては、昨年8月の市議会臨時会で、工事代金の増額に係る変更契約の議決が否決をされ、追加工事に係る問題解決の目途が立たないまま紛争状態に発展をし、昨年12月17日に請負業者が栃木県建設工事紛争審査会に、2,298万4,332円の追加工事代金を支払うよう仲裁を申請したものであります。

これに対し、市といたしましては、県建設工事紛争審査会による仲裁判断を仰いで紛争の速やかな解決を図るために、ことし1月21日に開催いたしました市議会臨時会において、紛争の仲裁に関する議案を議決をいただき、県建設工事紛争審査会による仲裁審理に付しておりました、ことし2月27日の第1回目を皮切りに、これまで計6回の審理が行われてきたところであります。

市では、請負業者の追加工事に係る代金の増額主張に対して、本件請負契約は定額請負契約であり、請負業者は定められた代金で工事を完成させる義務を負っており、追加工事によって費用が増額をしたとしても、代金増額は認められない。また、請負業者の入札に際しての図面と設計書の照査義務、代金の増額は予見し得ない著しい事情の変更があった場合などに限定をされることから、工事代金の増額請求は認められないという主張を展開をしております。

しかし、11月7日に開催されました第6回目の審理におきまして、仲裁委員から発注者の指示に基づいてなされた工事は追加工事であること。設計書の数量の記載漏れに市の責任があることなどの理由を示し、今回の仲裁申請の大きな焦点でありました床スラブ工事に係る鉄筋とコンクリートの増量部分も含め、大部分の工事は代金増額の対象となる追加工事であること。

また、追加工事の金額は、当初の設計書に基づき施工していく過程の中で、さまざまな事情により発生するものであり、単に1つ1つの追加工事費用を積み上げるものではないという考え方が示されました。

その上で、本件は、仮契約という形で一旦は代金の追加額を1,575万円とすることで双方合意をした経緯があることから、この金額が妥当であるという考え方が示され、市が追加工事代金として1,575万円を支払う和解案が提示されたところであります。

市といたしましては、この和解案と仲裁委員の考え方について、和解せずに仲裁判断に至った場合の影響、今後の展望等を照らし合わせて、総合的な見地で代理人弁護士と検討いたしました結果、今回の仲裁委員の判断を真摯に受けとめ、紛争の速やかな解決を図ることが最良の

選択であると判断をし、市と請負業者双方の意向に基づく詳細な和解条項のすり合わせを行ってまいりました結果、このたび和解条項のすり合わせが完了し、双方合意に至ったところであります。

その内容は、先ほど申し上げましたように、市が請負業者に和解金1,643万425円を本年12月26日までに支払って和解をするというものであります。

和解金額の内訳は、追加工事代金相当額1,575万円と、平成24年10月9日から平成25年12月26日までの遅延利息相当額56万5,000円に、仲裁申請に係る申請費用の半分相当額11万4,825円を加えたものであります。

今次定例会におきまして議決を賜りました後には、12月17日の次回の仲裁審理において和解を成立させ、12月26日に和解金を支払いたいと考えております。

次に、追加議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。本案は、ただいま説明申し上げました学校給食センター新築工事請負契約に関する紛争の和解金に係る予算を補正をするものであります。

平成25年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,643万1,000円を増額し、補正後の予算総額を120億1,024万6,000円とするものであります。

以上、追加議案第2号並びに追加議案第1号の提案理由の説明をいたしました。何とぞ御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今回の議案、私は反対した議員の1人として再度確認をしたいところがございます。もちろんこの和解案に反対をする立場で話をするものではございませんけれども、今までの経緯や経過、その辺がいまいち不明確なのかなということで、再度聞きたいということがございます。

まず、入札するにあたっては、設計書、図面、現場などを熟覧の上、入札をするという点でございまして、市の設計書に抜けた分が100%仮契約で契約をして、それから議会に出てきたわけでございますけれども、例えば交通事故というようなときにあたりましては、とまっている車にぶつければ、当然、100%支払うべきだというのは当たり前のことだと思うんですね。

ところが、片方も熟覧して入札をしたということは、市がその設計書が間違っていたからといって、100%支払う義務は私はないと思って反対をしたわけでございます。その100%

の支払い、抜けた分をそっくり乗せて仮契約をしたということの判断ですね。これは誰がやったんだ。そっくり抜けているから、はい、じゃあ抜けている分ですね、これ、契約ですねというのは、どこの時点の判断でやったのか。私は、熟覧ということからすれば全く理解ができないわけでごさいます、その辺について、誰がいつの時点でそういう判断を下したのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの変更契約等につきましては、現場の進捗状況を確認しながら、その中において変更の部分等があるということで設計業者、それから相手方、そちらを含めて協議の中で変更をしましょう。変更の指示を出したという経過でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） もう一度言います。相手方と話をしたのであれば、熟覧をしていないと相手方は言っているんです、はっきり。熟覧をしていなくて入札をしたというふうに、これは当時の議長が行って確認をしているところでございます。当然、相手方に非はあるはずなんですよ。熟覧しないで入札して、相手方に非があるのに何で100%出すという判断になったのか。これ、市民のお金でございますから、最終的には仮契約しちゃったんだから、あんたら、それで納得しているんだからこれでやったらいいんじゃないのというふうに出たんだというふうに私はこれを見て思っているんですね。実際は違うかもしれませんよ。その場にいるわけじゃないですけどね。

ただ、熟覧はしていない。熟覧していますと言って入れたやつが熟覧していないということは、相手方に大きな非がある。これは間違いなことだというふうに思います。というか、間違いありません。そこで、例えば市が20%悪い。向こうが80%悪いとか、そういう話が出てくるのが交通事故なんかじゃ当たり前なんですよね。

そういう話が一切なくてやっているというのは不思議ではないんですが、誰が決めたんですかという話なんです、誰が。みんなで打ち合わせして決めたというんじゃなくて、金払うほうが決めるわけでしょう、納得だ。誰が最終的にこれを判断したのか。市長でしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） この判断につきましては、事務の我々のほうで学校教育課のほうがこの工事の主管をしておりますので、私どものほうはその内容で現地等を確認をして、この部分に変更が必要だということで、変更指示を出して、相手方、請負業者のほうもそれでもいいですよということで確認をして、両者が合意に至って、それでは、最終的に変更契約の中でそちらを調整しましょうということで、変更仮契約を結んで議会に上程したという経過であ

りますので、最終的には学校教育課のほうが所管になっておりますので、学校教育課でございます。

それから、先ほどの熟覧でございますが、この熟覧につきましては、やはり本来、入札にあたっては熟覧をして、全ての責任において入札に臨むべきということが本来でございます。そういった審議に基づいて、この契約という入札行為もなされておりますので、それを知った、知らなかったというのは特段理由にはならないかということでございます。

それにあわせまして、今回、紛争審査会においても、その部分については、やはりそういった相手方がそれを漏らして入札に臨んだんだから、市のほうとしても、市長としても払うべきではないんじゃないかという主張が争いの渦中になってきたところでございますけれども、最終的にはこの契約約款等の19条、それから20条において、やはり変更条件ですね。条件が変わった場合には変更契約もあり得るよという条文がございます。

この運用によって、当然両者合意になったものについては支払いをなすべきだというのが、今回の仲裁裁定での見解ということになっておりますので、両者、基本的に本来は設計図書、それから図面等が一致するのがベストでございましたが、そのチェックが至らなかったということでございますので、それを改めるのに、じゃあ、どうなんだということで現況に合わせた形で、その第19条、第20条の条項に従って、変更契約を実施したという経過でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） 熟覧してもしなくても、要は関係ないと。こういうことであれば、熟覧という用語なんか入れなくても、入札でも何でもやればいいんですよ。熟覧というのが入っているということは、責任を持って業者はやるんですよと、こういうことなんです。担当者がそういうことをしなかったのというのが今回、問題なんじゃないかと思っているんです。施行して業者と打ち合わせしているのが、本来だったら熟覧しているんだから、あなたたち何言っているのと。仮契約する前にやるべきなんですよ。

それを、ああ、そうですか、入っていないんです。出しますよ。そういう態度がこういうことを引き起こす。そして、議会のほうにも話を全然しない。隠して隠して、もっともほかに隠す部分があったから今回は言えなかったんでしょうけれども、隠して隠してやってくるからだめなんですよ。

そういう意味では、しっかりこの市の要綱でも何でも勉強して、その1つ1つが市民のお金ですから、しっかりと入札の中身も勉強し、そういうことをやって現場も見る。こういうことがなっていないから、そして、議会にも報告しないから、こういうありさまになったというふうに私は思っております。その熟覧ということは、じゃあ、今後は要らないんですね。全然関

係ないんですね。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 基本的には入札に臨むにあたっては、設計図書、設計図等を確認の上、入札しなさいという根底がございますので、全てそれに基づいて実施をしていただくということが本来でございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 今に関連するんですが、100%業者のやつをのんだということですか。その辺の説明をお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 今回については、変更の合意に至った分ですね。一千何がしですね、大もとの。前の変更請負契約の議案に出した分ですね。その部分については両者の合意がなされているという部分でありますので、紛争審査会としては両者、それについては冒頭の段階では、その抜けた抜けないの部分ありましたけれども、最終的には両者が一致をして、それについては払うのは妥当だということで、仲裁裁定のほうでそういった裁定を受けた。そういう見解をいただいたという経過ですので、我々としては、冒頭市長が答弁の中で申し上げたように、払う根拠がない云々ございましたけれども、仲裁裁定の中ではこういった形で合意をしているんだから、市のほうから指示を出して、この工事をやってくださいよという指示が出ているものについては、当然払うべきだというのが仲裁裁定の中での見解ということで、それに基づいて今回の和解案ができていているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 私も石井弁護士の説明の中で、本来はもっと出すべきだと。しかし、今言ったように、和解がそれだからというふうに捉えたんですけど、その辺の見解をちょっと担当課お願いしたいんですけど。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 冒頭市長から提案理由の中でありましたように、JV側は仲裁申請にあたりまして、まずは先ほど言いましたように、2,298万432円の支払いを求めて仲裁に至った経緯があります。それらを踏まえて、仲裁審査会で金額を改めて精査した結果、仮契約で合意した1,575万円が妥当だろうということで、仲裁審査会のほうで和解するにあたってはその金額を提示しているということでもありますので、100%受け入れたとか、そういうことではございません。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 私もそういうふうなニュアンスで聞いていたんですが、よって、この1,575万円で、それで可決していたとしたら、いくらそれ以上、今回、遅延利息、弁護士費用、含めてかかったのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 先ほど全員協議会でお配りいたしました和解書の裏面に計算書が配付されているかと思います。基本的には、1,575万円が基本のベースでございます。そこに附帯して遅延損害金56万5,600円、及び申請費用の半分が11万4,825円、それを足したもののほかに、仲裁にあたりまして、さきの議会におきまして補正予算、御承認いただいたように、まず、弁護士の着手金として52万5,000円、今後、弁護士の報酬等を精査して支払わなければなりませんので、多分その金額が今現在、把握している段階では100万円前後かかるものかなと、それは既に予算措置しておりますので、今回の補正には出てきておりませんが、それらを踏まえますと、遅延損害金56万5,600円プラス仲裁にかかった手数料11万4,825円プラス152万,500円前後が加わるものと考えております。

以上です。

○10番（水上正治） 了解。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今まで意見がありましたけれども、今回のこの和解については、我々議会でも仲裁裁定をお願いするということでございますので、渋井議員からもいろいろな意見がありましたけれども、これはこれで弁護士費用等も含めてしようがないのかなというふうに思っております。それは皆さん、我々議員は同じだと思います。

ただ、以前に臨時議会の中で、第1号議案で、市長と教育長の責任に関して、報酬を減俸するというような条件がございました。それで、第2号議案で、今回のこの件の補正を載せた経緯がございました。その第1号議案と第2号議案は否決されたわけでありまして、私は第1号議案のその市長と教育長の給与改定に関する部分におきまして、これはあの当時は給食センターはできておりませんでしたから、責任をおとりになろうとするのであれば、給食センターができた時点で責任の部分はまたお考えになるべきじゃないかというようなことで反対をいたしました。それで、否決されたわけですね。その後の第2号議案についても、補正でございますけれども、それも否決になったわけでありまして。

私はあのときには、市長と教育長が何らかの責任をとったから、だから、第2号議案で補正

予算を通してくれというような流れに見えたものですから、あえて反対をしたわけでありませうけれども、この仲裁については私は、我々異議なく通すべきだと思っております。私は賛成であります。しかし、その件については、まだ宙ぶらりんになっているんじゃないかと思うんですが、これらについて市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この一連の責任問題につきましては、過日の平塚議員にもお答えをいたしておりますが、確かにあのときの混乱を生じたことは大変大きな責任だということで、上程をさせていただいた経緯がございます。今、仲裁裁定の最終段階に入りました。そのようなことでございますから、改めてこのことについては全体的な総括、検証をした上で、議員の皆さん方に御説明も含めて、そのようなことの対応を考えておりますので、ひとつ今後、完全にこのことが円満、決着をいたしましたら、その後の総括、検証させていただきたいと考えています。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この問題は、当時、私、議長を務めておりましたので、もう皆さんの意見をまとめる。そのことだけでも本当に心を重くしていたわけでありませう。これまでを振り返りまして、私、疑問点等疑惑を持った点、なぜ議会議員がこれまで混乱をしたのかということについて、私もけさ、少し早目に起きて書きとめてみたわけなんです。

その第1点は、今回の設計については、プロポーザル方式によって馬上設計が受注したわけですね。そのときの委託金額が、市が適正価格とみなした設計料予算額は、2,597万円でしたね。それがこの落札した価格が2分の1にも満たない1,260万円を受注したわけでありませう。なぜそのような低価格で受注したのか。私、その当時から疑問を持っていたわけでありませう。その疑問が的中しまして、この工事が始まった結果、設計書の中に床のスラブコンクリートの脱漏も含めて、合わせて14カ所もあったと、私は担当のほうから聞いています。極めてずさんな設計ではなかったかと思ひます。

さらに、給食センター完成と同時に会社は倒産してしまつたと。なぜこのような会社に受注させたのかということでありませう。これはやはり、市役所はどこの業者を選考するかということにあたっては、その業者の経営状況というのをきちっと見きわめた上、調査した上で指名すべきではなかったかなと、そういう疑惑が1点残っています。

2点目を申し上げます。これは昨年の6月12日、全員協議会の中で、給食センター調理と配送業務委託の件を我々全議会議員に説明をしてくれました。この業者にこういった業務を委託しますと。そのとき既に発生した設計変更問題と浄化槽が傾いているという事故ですね、こ

の問題を議会に全く報告しなかった。この執行部への不信感、これは皆、議会議員は拭い去れなかったのではないかと、それが混乱を招いた2つの理由ではないかと思っています。

もう一つ申し上げます。これは昨年7月4日の全員協議会で、市のほうから全議員に対して、初めて学校給食センターの諸問題について説明があったわけです。これは変更もしなければならぬ。浄化槽が傾いてしまったということですね。それらのことから、設計、変更、増額したいとする4つの項目ですね。残土処理とか中学校の専用道路が傾いて陥没してしまったとか、そういった4項目が示されましたが、そのうち、残土処理とつり鉄筋の部分は議会としても認めるべきではないかと、大方これは話が決まったわけでありませう。

しかし、その後の全員協議会で二転三転するなど、議会議員と執行部の間で不信感が拭い切れなくなりました。そういうようなことがあるのではないかと思います。その拭い切れなくなったということを具体的に何点か申し上げます。

その1つは、このスラブコンクリートの設計脱漏の件です。なぜ初めから議会にそのことを説明しなかったのか。そういう質問を議員の誰だったか私は忘れませんが、そういう質問をしております。それに対して教育委員会のほうでは、議会に説明をしても到底そのスラブコンクリートの設計増額というのは認めてもらえなかったと思って、そう判断したから、そのときには説明をしなかったんだと。そういうような答弁でした。しかし、その後、この部分も増額して設計変更を認めさせたわけでありませう。

2点目は、全員協議会の後、全議員でもって現場の視察を1回しましたね。そのときに、もう追加したつり鉄筋工事、これはもう既に工事が完成していたわけですね。本来ならば、設計変更が生じた場合、まず、議会にその旨を説明し、設計変更後、了承を得てから、変更部分の工事に着工すべきではなかったかと私は思っております。そういった執行部の手法は議会軽視とみなされても仕方がないのではないかと、これは私ばかりではないと思っております。

4点目申し上げます。浄化槽設置場所は設計からなぜ6メートルもずらしたのか。これについての議員の質問に対しての執行部の説明であります。当初の説明では、電柱とか電話線が邪魔になって、浄化槽の部材を機械でつりおろす工事が困難になった。やむなく6メートルずらしたという説明でした。ところが、後の説明の、これはやはり全員協議会の説明では、設計場所を変更した理由は、当初設計箇所を掘削したところ、崩れ落ちてきて、到底ここには浄化槽が埋設できない。そう見て、西側へずらしたんだと。この変更理由が、初めに我々に説明したのと後で説明したのでは内容が違っていたという、そういうことがあります。

もう1点申し上げます。これはつり鉄筋工事の変更についてであります。今回の給食センターの設計にあたりましては、多数の議会議員から質問がありました。それは東日本大震災の被害状況を踏まえて、これからどのような設計をさせるのかと。安全なのかというような質問が

あったわけでありまして。それに対して、耐震構造の1.25倍以上の設計とさせました。そういうような説明でありました。

ところがですよ、着工後、この設計構造に不安があるとして、つり鉄筋をまたまた三百何十万円も追加させてしまった。こういうことは非常に我々も不信感を持っているわけでありまして。このことについて、何か執行部のほうから御答弁をいただけるならありがたいと思います。

まず第1回目の質問はこれです。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 5点ほど質問の中で、一番最初の1点目の設計業者選定にかかわるプロポーザルについては、入札関係、総務課でやっておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

御質問のとおり、給食センターの設計業者選定につきましては、プロポーザル方式で設計業者を選定しております。なお、プロポーザル方式で選定を行うのは、当時の担当課でありました学校教育課のほうでプロポーザルを実施しているわけなんですけれども、このプロポーザル方式というのは、どういうふうなウエートで技術点を評価するか。価格点を評価することによって、業者の設定に相違が出てくると思います。現在では、あまり価格点は重要視しないんですね。主にその会社の技術力とか、そういうのを評価して行うのがプロポーザル方式の今の流れでございます。

しかし、当時、那須烏山市が行ったプロポーザルですね、給食センターに係るプロポーザル方式では、あまりにも価格点を評価し過ぎたと。100点満点とすると60点とか50点は設計の金額によって優劣をつけますよということでありましたので、当然安く入れました馬上設計になってしまったのかなというふうに総務課は考えております。

これらを踏まえまして、議会、事あるごとにお話し申し上げているんですけれども、今の制度上で那須烏山市の入札契約でちょっと不足しているのが、このプロポーザルが各課によってまちまちの取り扱いでやっているということがありますので、今回、仲裁審査会の結論が出れば、あと3月までには特別委員会が設置されておりますので、多分最終報告をいただけるものと思っています。これらを踏まえまして、来年3月までには今申し上げましたプロポーザルのガイドライン、何度も繰り返しますが、設計変更のガイドラインをつくりまして、適正な入札、契約の執行にあたっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） それから、2点から5点目までのお話が議員のほうからありました。次の2点目の執行部に不信を感じたという点でございます。これにつきましては、こ

れまでもいろいろな形で、議会のほうに全員協議会の形でお知らせをした経過を聞いておりますけれども、やはりタイムリーにその場その場、大きな変更等があった場合、ましてや議決案件でございますので、こういったものについて、事後、大変おくれたタイミングで全員協議会に説明したということが、いろいろな不信感とかを増殖したのかなというふうに私ども感じております。

今後は、適切なタイミングで、いろいろな工事等の内容の変更等がある場合は説明できるような方式を考えていきたいというふうに考えております。そういった場合についてはいろいろな混乱を招いたということでは、まことに申しわけございませんでした。

続きまして、3点目の諸問題の関係で4点ほどございました。こちらについても、やはり議会のほうに適宜設計の変更の内容についてはやるべきだということでございますので、先ほどの2点目と同じ見解でございます。速やかな形で今後対応しないといけないのかなと私も感じているところでございます。

それから、4点目の排水処理施設の位置の関係については、先ほど中山議員のほうからありましたように、そういった経過で若干の説明内容が変わったということでございますが、これまで説明したとおりでございます。

それから、5点目の天井の強化補強関係ですね。こちらにつきましては、前にも今回の一般質問の中等で多分あったかと思っておりますけれども、やはり現場を確認した中で、天井のダクト等が多くて大変な不安を感じたということで、二度とそういった天井の落下等が発生しないようにということで、当初の段階でも建築非構造部材、天井とか壁等、こういったものについては補強すべきだという指針があることを踏まえて、1.25倍を乗じた形でいろいろな当初の設計の中で組んでおりましたけれども、より一層そういった天井の補強をつり鋼材でやるべきだという感じをしたということで、今回、補強をしたということでございますので、これについても、もう最初から地震の不安があるんだから、当初設計で見るとべきだという御意見等があったと思っておりますが、やはり現場を踏んで、担当のほうでもそういった判断をしたということで、今回変更ということでなった経過でございますので、状況はそうでございますのでそのとおりでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これまでのこの問題、これを教訓として、これから決して二度とこのような問題を起こさないように、慎重にこういった工事関係につきましては進んでもらいたいと思っているわけであります。

しかし、私、今回の問題発生につきましては、まず、三者の責任があるのではないかと。ま

ず1つは、設計者、次に発注者である市、それに受注者である業者側、この三者でもって、それぞれの責任があるのではないかと私は思っております。

まず、馬上設計をプロポーザルに参加させた責任問題であります。これは先ほど申したように、もう受注してから3年で倒産、多分倒産なんでしょう、新しい会社に名義が変わったということは、そのようなことをなぜ見抜けなかったのかということでもあります。

そういうことをきちっとした調査もしないまま、このプロポーザルに参加させたということにつきましては、私は執行部に責任があるのではないかと思うわけであります。これは、今さらこの設計業者を責めたところで、もうなくなってしまいました。ですから、これはやむなしとしても、この参加させた責任問題ですね。これが1つあるのではないかと思います。

次、もう一つ、市の責任なんですが、馬上設計から市役所に設計書が提出された後、担当職員はその図書の内容を改めて審査、確認しなければならないはずなんですが、その内容ですね。市が指示したとおり、耐震基準の1.25倍以上で設計されているか否かですね。さらに、設計、積算に脱漏がないか。この辺のところは担当職員が積算、検算すべきではないかと思いません。

今、市には1級建築士が2名おります。彼らは何のために市長は2名も採用しておくのか、私は疑問に思っているわけであります。にもかかわらず、さっき言いましたように14カ所も設計で間違えたところがあったわけですね。にもかかわらず、それが発見できなかったということにつきましては、これは担当職員にも私は責任があるのではないかと思いますし、当然ながら、職員のミスは市長にも及ぶのではないかと考えているところであります。

もう一つ、請負業者の責任について、私の感じているところを申し上げます。入札の参加者は、これは先ほどの渋井議員、それに先日の平塚議員の質問の中にもありましたが、入札金額をまず積算するにあたっては、自分の会社では全部は工事できないわけですね。それで、屋根工事は屋根の得意な下請業者、壁は壁、窓は窓、鉄筋は鉄筋、そして基礎は基礎と、そういうふうに分類してそれぞれの専門業者に見積もりをさせて、それを集計して指名業者等は入札金額を決定するのが常識ですね。どこの会社でもそうやっているはずであります。

今回もその期間が1カ月間あったわけであります。ところが、その見積もりを怠って市が提示した予定価格をもとに入札金額を決定し、落札してしまったということ、これは私は大きな業者の責任ではないかと思えます。

そこで、それらの問題点、これまでに私が先ほど言いましたように、議長の在職中に、この問題で幾度となく全員協議会を開いたり、研究会を開いたり、それを繰り返しまして、この問題をいかに解決すべきか協議をしたわけでしたね。その中で、議員のほうから、ならば一度議長、副議長がJV代表の荒川建設の社長と面談して、何とか交渉してくれないかというような

話があったものですから、2人で行って、社長と面談をしたわけです。

そうしたところ、やはり社長の話を聞けば社長の言い分どおりだなという部分も当然ありました。

○議長（佐藤雄次郎） 中山議員、簡潔にお願いします。

○16番（中山五男） もうちょっとで終わります。私はこの問題をどう解決していくべきか、議会も執行部も本当に困っていますので、このところはこの増額工事分については社長さん、何とか断念してくれませんか。我々執行部と議会を助けてくれませんか。助けてくれませんかとまで私はお願いをした件もありました。

しかし、その結果、どうしてもその分は断念できないということで今日まで至っているわけでありまして、私はこれらについても相当業者にも責任があるのではないかとそう感じているわけでありまして。市長、この三者の責任問題について、今どのように感じているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたが、このようなこと、今、紛争審査会のいわゆる最終段階に入っておりまして、議決をいただければ、17日に、この和解協定書を締結をするというようなこととなります。

その後、今までの一連の流れあるいは混乱のことを総括をさせていただいて、検証していただきながら、その辺の対応は考えていきたいと思えます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 瑕疵担保の件なんですけど、これ、もとの馬上設計が倒産の状態に陥りまして、新しいマガミ設計が後の瑕疵担保10年間を継承するということになったわけですね。そこでお伺いしたいんですけど、新しいマガミ設計の現状の経営は健全経営をされているのでしょうか。果たして瑕疵担保期間10年間は安全なのかどうか。その辺のところは担当課のほうでは確認されているのかということがまず1点です。

もう1点は、この例の浄化槽の問題ですね。穴あいてしまいました。傾いてしまいました。こういう工事がこれからも建設工事にあった場合、こういった瑕疵担保の契約書を書けば検査基準を下回っても市は設計、これでやむなしとして検査が合格するのか。この2点についてお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） マガミ設計企画、新しい会社のほうですね。そちらのほうに継承したということで、こちらに報告等がございました。その後の健全経営かどうかについてはちょっと内容までは把握していない状況でございます。ただ、聞く話では、やはりそういっ

た那須烏山市の工事において、こういったトラブル等が発生したということで、受注の機会は極めて減ってきたということで至っているというところまでは聞いてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 中山議員の今回の浄化槽の問題で、今後、このような場合があったらどうするかという御質問について答弁させていただきます。

建設工事の技術集団の担当課長としての考えなんです、建設工事は自然を相手に1つ1つ手づくりでいたします。その場その場の現状、地質とか、いろいろなケース・バイ・ケースがありますので、これはこれからだめとか、これからいいとかという部分はなかなか言えない。ケース・バイ・ケースで判断をしていきたいと思えます。ただ、1つだけ言えるのは、今回のような事例は私も初めての事例で、大変この対応には苦慮したということでございます。

以上です。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） この追加議案については、平成24年の臨時会に議案が出されて第1号、第2号で、先ほど5番議員からもあったように、双方とも否決に至って、今回、やっとな話がまとまって、こういう議案が出てきた。こういうことであります。この和解についてどうこう、あるいはこの補正についてお金がどうこうという話ではありませんが、5番議員の責任についての先ほど追及がありました。それに関連しまして私からも聞きたい部分がありますので、ただいまより質疑をしたいと思うんですが。

先ほど市長は、全てこの和解について、決着がついたら総括、検証をして、その責任の部分についても今後考えていきたい。こういう答弁が今、あったと思えます。そういう中で、その責任の問題であります、やはり前回の議案を見ますと、市長と教育長のお二人の責任の議案が提出されましたね。今回もそういう責任、もし責任をおとりになるのならば、そういう議案の提出をするのか。その辺について、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この一連の責任問題でございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたが、今、和解調停につきましては、和解書の最終段階に入っておりますので、その後、協定書が成立した後に総括的な検証をさせていただきたいと思えます。臨時会に出したことも十分私は承知をしているつもりでございます。そのようなところから、あのかのときの上程は、あくまでもこの全員協議会3回、あるいは数々の協議会で市民の皆さん方やら、あるいは議会の各位に大変混乱を生じさせた。そういったところから、一連の責任で上程をしたつもりでござ

います。

そのようなところをさらに再検証しながら、そして、全体的な今いろいろと御意見等あるいは今日まで議会からも御意見等いただいておりますから、そのようなところも含めて検証、総括をさせていただいて対応させていただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 検証、総括して責任の部分も考える。こういうことだろうと思うんですが、実はその責任であります。旧烏山の北條教育長の後、池澤教育長に前の旧烏山の首長から教育長の選任同意がされてきた経緯があります。

そういう中で、我々は全会一致で、さきの臨時会でも、再任を池澤教育長に全会一致でなったわけでありますから、全会一致でやったということは、議会は全部認めて、もう教育長がここにいて私から言うのは本当に言いづらいんですが、本人を目の前にして。教育長まではこの責任をとっていただくということは非常に忍びないと。議会は全会一致で認めてきているんですから、教育長の人格、識見、それを責任をとらせるということは罰を与えることになるような気がしてなりません。

ですから、今後、責任のその部分で議案を提出する場合には、その部分を十分考慮して、議案を提出していただければと私は思います。どうぞよろしく御判断をいただいて、そのときには私が言った部分も十分考慮して、議案を提出していただければなと思って質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） さきの一般質問で大分やりましたので、ここではやらないかなと思ったんだけど、なかなか論点がかみ合わないで私のほうで確認をしたいと思います。

この工事請負契約に関する紛争の問題につきましては、栃木県建設工事紛争審査会に仲裁を双方委ねまして、本日、和解の議決案の上程と、このようになったと思います。それで、1つは本体工事1,500万円プラス消費税75万円、1,575万円の内訳でございますが、これは3つに分類されます。1つは、仮置場にあった残土ですね。残土処理、これは当然設計書にはないわけですから、費用が発生してそれを払うのは当然であります。

2つ目は、間仕切り、天井下の補強に要した費用ですね。303万円。これも図面にありませんでしたので、後で追加を頼む。これも下江川中学校の前にあった学校給食センターが震災であのような、簡単に言えば前のやった業者が斜めにこうする天井のつり材がなかったと。それで振られて壊れたんですから、そういう手抜き工事で被害があったものだから、今度新しくつくるものはそういうものを想定して、二度とそういうような天井のつり材が足りないなんて

ということのないような設計をすべきだったのに、これが抜け落ちていた。しかし、図面にありませんでしたので、これを払うのは当然だと。

問題はですよ、図面にありまして、設計書に脱漏した床スラブコンクリートと鉄筋数量の費用ですね。1,172万円。これは図面にあったんです。設計書になかったということで、これが問題になったわけですから。今までこのような工事はほとんどの業者に聞いても、図面にあったのならば業者の責任で、入札した業者が全部やってきたということですよ。そして、このようなものについては、那須烏山市学校給食センター新築工事仕様書に、明確にその優先順位が書かれているということで、第一番目が質問回答書なんですよ。この問題については、入札前の質問は一切なかったと。先ほどの同僚議員の質問では、よく見ていなかったと。こういうような話でありました。

したがって、本来であれば、これは法的に払う根拠はないんだけど、うちのほうの事務方が県の技術センターのほうに問い合わせをしてみたら、入札後の工事中の質問も質問回答書だよと。こういう県の指導を仰いだために混乱したというふうに私は考えております。

したがって、やはりそういう意味で、この100万円、303万円は当然払うべきもの。1,172万円については、本来法的に払う根拠のないものだというふうに私は受けとめております。

しかしながら、なぜ払うことになってしまったのか。これは紛争中の協議の中で、相手方、JV側の主張として、この本件の追加工事は被申請人の指示に基づくものであるから全額払ってもらいたいと言っているわけでしょう。被申請人は誰か、これは市当局ですよ。市当局が追加工事として追加工事費用を払うということを言った工事だから払ってくださいねというのが相手方の主張で、これが認められたということですよ、今回ね。

したがって、これについて嚴重にその責任をとってもらいたいというのが1つ。

2つ目は、このように県の栃木建設技術センターの言い分といいますか、この仲裁審査会の仲裁された方の考え方と申しますか、そういうことが前提になりますと、これからずっと続く市の公共工事の入札については、先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたように、熟覧する必要ないと。見なくてもいいと。そして、安い金額でとにかく落とせと。落としたりば、その図面にあり、設計書にないものの部分についてはどんどん協議に持ち込んで払え、払え、払えというふうになれば、幾らでも払ってもらえると。こういうような仕組みになってしまうということですよ。そのことについて何か歯どめをする考え方はありますか。その2点だけ質問したいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） その前に、13番小森幸雄議員に対する答弁は求めますか。いいですか。では、今の平塚議員に対する答弁をお願いします。

網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） それでは、設計図書と設計図面の不一致ですね。そこに齟齬があったという件でございます。これについては、今回の紛争審査会においても一番の焦点となった案件でございます。こちらにつきまして、やはり我々、相手方の申請人、我々被申請人ともに主張が全部違っておりました。

これに関して、その紛争審査会においては、多分お手元の全員協議会の資料等の中に入っているかと思えますけれども、今回の事案については入札に付す前にその意見を求める期間の間に、どこからもそういった申し出がなかったということが1つございます。

それにあわせて、今回、入札したものについては推定でありますけれども、その全ての業者がそういった脱漏している設計書と図面を照合した結果、発見ができなかったということで、そもそもがどちらの業者も設計書をもとに入札したと考えることが最も妥当だろうというような委員会では結論で言っております。

それが妥当であろうということでもありますので、それは確定的なものではないという言葉に理解できるかと思えますけれども、どちらの業者も設計書で入札に臨んだということで、どのばらつきもなかったということで、統一的なルールのもとにそこはなされたんだろうということで、今回、裁定仲裁委員会のほうではそういう考えを示してございます。

よって、そういったことで、そういった前提のもとに設計を変更したのであれば、その後申し出をしたとしても、そこにそもそも最初からその床スラブについては設計書に入っていないんだから、その後、図面との照合した結果、齟齬があって脱漏があったということで、設計書の上にその床スラブ分を加算したとしても、全く市の不利益にはならないだろうという見解で、審査委員会のほうでは今回、そういった裁定の見解を出したということでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうような漏れるようなやつを抑えることはできないんですか。これから未来永劫にわたって脱漏部分は支払い続けることになるんですか。執行部の考え方はどうなんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） これについては、やはり基本的に一番最初の段階から、設計図書と設計書と齟齬があったと、ミスがチェックできなかったということが原点でありますので、まず、そのチェック体制ですね、こちらを基本的に改善しないと話が進まないということが前提にあるかと思えます。

その次の議員御質問の、これから変更等が申し出があった場合は、全て認めるかということ

でありますけれども、こちらについてもやはり紛争審査会の中で議論があります。これについてはやはり相手の言い分、それからこちらの言い分、両者が一致した段階でそれを確認行為とみなすと。契約は双方合意の契約でございますので、それがなければ合意はなされない。よって、変更はなされないというふうにならうかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 問題は、先ほど私が指摘しましたように、本件追加工事は被申請人の指示に基づくものだから、全額払えと。これが認められたということですからね。ということは、こちらが図面にあり、設計書になかったものを追加工事として認め、そしてその分、払うよといったことが仲裁裁定で認められたということですからね。

そういうことなので、やはりこれについての責任をきっちり取るということと、やはり国の公共建築工事標準仕様書、こういう国の建築工事のルールに従ってやれば、こんな問題は起きないんですよ。それを先ほどのそれぞれの答弁を聞きますと、全くそれを法的に補うような考え方の歯どめを考えるようなことができないようですから、これは議会のほうでその歯どめをつくることを御提案申し上げたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで、疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 追加議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第2 追加議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題とします。

各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会の報告を求めます。

総務企画常任委員長平塚英教議員。

〔総務企画常任委員長 平塚英教 登壇〕

○総務企画常任委員長（平塚英教） それでは、総務企画常任委員会の請願書等の審査結果について御報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託をされました継続審査となっておりました陳情書第5号 烏山法務局証明センターの設置を求める陳情につきましては、12月5日、第1委員会室におきまして、総務企画常任委員会委員5名全員出席のもとに慎重に審査を行いました。

現段階では、烏山支局の廃止につきましては、正式決定になっていないという状況にあります。よって、陳情第5号 烏山法務局証明センター設置を求める陳情につきましては、陳情書の趣旨は十分に理解できるものでありますが、9月定例会の審査結果と同様、法務局の動向を十分見きわめている段階でございます。当委員会の審査の結果、全会一致で継続審査と決定いたしました。

続きまして、12月3日の本会議において、総務企画常任委員会に付託されました陳情書第6号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情につきましては、同日の12月5日、第1委員会室におきまして、総務企画常任委員会委員5名全員出席のもと、陳情者からの説明を聞き、慎重に審査を行いました。

新聞は国民の知る権利と民主主義を支元から支えるとともに、活字文化の発展に大きく寄与してまいりました。近年、活字離れが進む中で、新聞の購読率は低下傾向にあり、消費税増税

による購読者の負担増によって、新聞離れがさらに加速することが予想されております。

よって、陳情書第6号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情につきましては、陳情者の趣旨は十分に理解できるものとして、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。何とぞ委員会決定どおりにお認めいただきますようお願いを申し上げます。審査結果の報告を終わるものであります。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、文教福祉常任委員会副委員長田島信二議員。

〔文教福祉常任副委員長 田島信二 登壇〕

○文教福祉常任副委員長（田島信二） 御報告申し上げます。去る12月3日、本会議において、文教福祉常任委員会に付託されました陳情書第7号 「子宮頸がん検診対策の充実を促進し、HPV予防ワクチン接種事業の一時中止を求める意見書」提出に関する陳情につきましては、12月5日、第2委員会室において4名の委員出席のもと、関係する市執行部職員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

その結果、副反応の問題があるとはいえ、ワクチン接種を選択する自由は奪うべきではないとの意見が多かったが、命にかかわる問題であるため、国等の動向を注視しながら、さらに慎重に審査すべきとの結論に達し、継続審査といたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、各委員会からの報告が終わりました。

これより委員会に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより委員会の審査結果報告について、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第1 請願書等審査結果の報告についてのうち、陳情書第5号について、総務企画常任委員会の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第5号は、委員会の報告どおり決定いたしました。

次に、陳情書第6号について、委員会の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号については、委員会の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情書第7号について、文教福祉常任委員会の報告どおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第7号については、委員会の報告のとおり決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第1号について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第4 意見書案第1号についてを議題といたします。

意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長平塚英教議員。

〔総務企画常任委員長 平塚英教 登壇〕

○総務企画常任委員長（平塚英教） ただいま上程となりました意見書第1号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

来年4月に予定されております消費税増税によって、各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることが懸念されます。そうなれば、国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、国民の将来を危うくするものになることが見込まれ、特に社会的、経済的弱者にその傾向が出た場合は、格差が拡大し、社会的不安を招きます。

つきましては、先ほど報告いたしました総務企画常任委員会で審査した陳情書の採択を踏まえ、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求めるため、各関係行政庁に意見書を提出するものであります。何とぞ御審議をいただきまして、決定いただきますようお願いを申し上げます。提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、意見書案第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり関係行政庁宛て提出することに決定いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） これをもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 第7回市議会定例会の閉会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月3日を初日に本日まで9日間にわたり慎重審議をいただき、上程いたしましたいずれの議案も原案どおり可決、御決定をいただきまして、まことにありがとうございます。心より感謝と御礼を申し上げます。審議の中でいただきました御意見、御提案につきましては、今後の行政運営にあたり、十分心して務めたいと存じております。

さて、開会の御挨拶でも申し上げましたように、政府は、TPPに伴う農業競争力の強化を

目指しまして、戦後農政の歴史的な大転換に向けた準備を進めております。議員各位におかれましても注目されており、今次定例会でも複数議員から一般質問がございました。農業を基幹産業といたします本市にとりましては、非常に大きな問題であります。

そのTPP交渉でございますけれども、今月7日からシンガポールで閣僚会合が開かれていますところでございますが、最も難航しております関税、特許や著作権等の知的財産、国有企業の扱いなど競争政策の3分野では各国の隔たりが大きく、年内妥結は極めて難しくなったと報道されております。

しかし、これらの問題も、来年には何らかの形で決着が見られるものと予想しております。また、農業分野におきましても、5年後か10年後か、どこかの時点では国際競争という荒波に立ち向かわざるを得ないときがやってくるものと考えております。

一方で、日本の農業は、従事者の高齢化や後継者不足、あるいは収益性などの問題もはらんでおりまして、このため、国や県の適切な指導、支援、また、農業団体と連携した大規模農家の育成強化など、海外の農産物と競争でき得る強い農業の確立は、非常に重要な課題であると感じているところであります。

本市の独自の取り組みといたしましても、一朝一夕にはできなくても、豊かな自然環境と清らかなこの恵まれた質の高い本市の農林水産物の付加価値をつけたブランド化や6次産業化を進めてまいりたいと考えております。

さて、景気回復の動きが強まるという政府発表が続きまして、地方への波及が期待をされているところでございますが、一足早く明るい話題を提供しようという目論見で、恒例のタウンイルミネーションが、ことしも南那須庁舎前で始まっております。連日、多くの家族連れでにぎわいを見せております。

また、JR烏山線に蓄電池駆動列車アキュムが運行いたすのも間もなくであります。平成26年は、長く厳しかった不景気というトンネルから抜け出し、明るい年となりますことを心より祈願いたしているところでございます。

いよいよ厳寒の季節を迎えております。風邪、インフルエンザの流行もこれからだと思えます。議員各位におかれましては、何かと御多用、御多忙のこととは存じますが、切に御自愛くださいまして、御多幸な新年をお迎えくださいますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、12月3日から本日までの9日間にわたりました定例会の日程は全部終了いたしました。関係各位の御協力、大変ありがとうございました。

これで、平成25年第7回那須烏山市議会12月定例会を閉会いたします。大変御苦労さま

でした。

[午前 11時27分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年3月4日

議 長 佐 藤 雄 次 郎

署 名 議 員 平 山 進

署 名 議 員 小 森 幸 雄